

計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

I 推進体制の整備

平成22年度から平成26年度の5年間、福生市におけるすべての子どもと家庭を対象にした次世代育成支援策を集中的・計画的に推進していくために、以下の基本的な考え方により、この計画に示した目標の実現を図っていきます。

1 推進体制

次世代育成支援行動計画の推進にあたっては、子ども家庭部を中心とし全庁的に施策を展開し、その内容をホームページ等により市民及び関係機関への周知徹底を図ります。

2 利用者の視点に立った計画の点検・評価とその反映

本計画は平成26年度までの10年間の時限立法に基づくもので、期限内に子育て支援の仕組みづくりを一定段階までに完了・定着させ、期限後においても基本的な仕組みが機能することが重要となります。

これらを踏まえ、施策・事業の中で運用上の改善点等を定期的に確認し、計画目標達成に向けて、利用者本位のPDCA(計画立案→実践→点検→改善)サイクルの確立を目指します。

3 計画の点検・評価

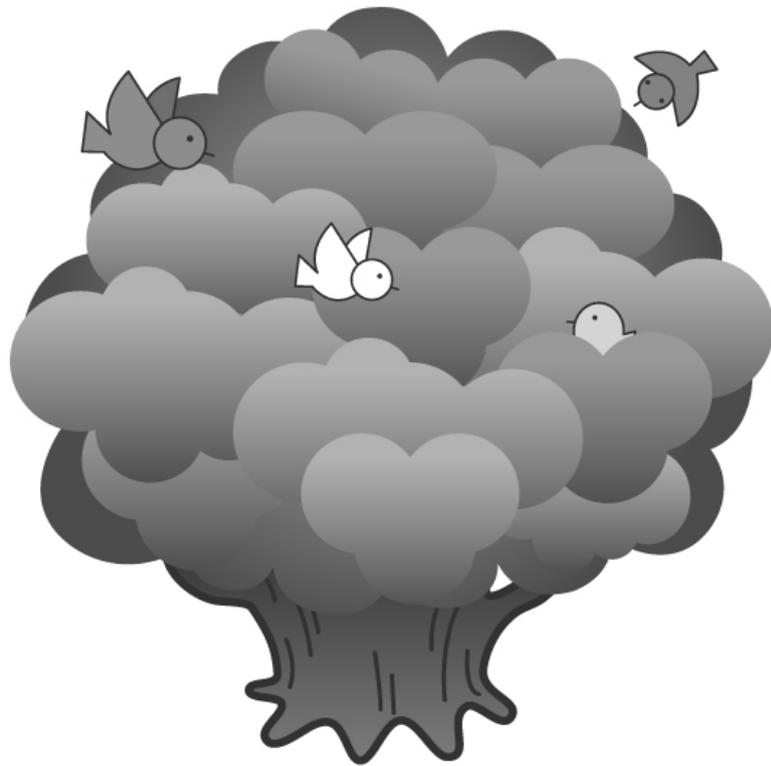
計画が円滑に実行されるよう、市内の福祉・保健・医療諸機関・市民代表者から構成されている「福生市地域福祉推進委員会」へ進捗状況や目標事業量の達成状況を報告し、意見をいただくとともに計画全体の点検・評価を行います。

4 「子どもに関する条例（仮称）」制定に向けた取組

子どもの幸せと健やかな成長を図るため、地域社会が一体となって子どもの成長にかかわることを目指した「子どもに関する条例（仮称）」の制定に向け、調査、研究していきます。

II 地域との協働

本計画の推進にあたっては、行政機関はもとより市民、社会福祉協議会、地域の子育て関連団体、NPO・ボランティア団体及び事業者との協働を進めていきます。



資料編



I 福生市地域福祉推進委員会条例

平成 16 年 3 月 30 日

条例第 13 号

(設置)

第 1 条 市民の福祉向上を図るとともに、すべての市民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる活動への参加機会が得られるよう、地域福祉を推進するため、福生市地域福祉推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市民の福祉向上と地域福祉の着実な推進を図るため、高齢者福祉、介護福祉、障害者福祉、児童福祉その他地域福祉推進に必要な事項について調査、審議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、22 人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者に対し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1 人以内
- (2) 福祉保健関係機関の代表 10 人以内
- (3) 医療関係機関の代表 4 人以内
- (4) ボランティア団体の代表 2 人以内
- (5) 公募による市民の代表 4 人以内
- (6) 社会福祉法人福生市社会福祉協議会の代表 1 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、会長が招集し、かつ、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この条例施行後、最初の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集し、かつ、会議の議長となる。

Ⅱ 福生市地域福祉推進委員会委員名簿

選出区分	委員氏名	所属団体名等
学識経験者	○本 山 美八郎	日本文化大学
福祉保健関係機関の代表	桐ヶ谷 芳 夫	福生市老人クラブ連合会
	佐々木 和 仁	福陽会（第2サンシャインビル）
	渡 辺 幸 雄	あすはの会（福生学園）
	藤 原 勝	民生委員・児童委員協議会
	関 根 美智子	福生市手をつなぐ親の会
	高 田 ヒロ子	福生市保育協議会
	高 野 晃 一	福生市身体障害者福祉協会
	平 沢 るり子	福生ひまわり会（麦わら帽子）
	足 立 マリ子	西多摩保健所
	溝 渕 幸太郎	福生市町会長協議会
医療関係機関の代表	加 藤 耕 次	福生市薬剤師会
	島 田 實	福生市歯科医師会
	◎西 村 邦 康	福生市医師会
ボランティア団体の代表	秋 山 浩 子	福生ボランティア連絡協議会
	高 水 清 安	ふっさボランティア・市民活動センター
公募による市民の代表	関 根 和 美	公募
	中 川 洋八郎	公募
	原 島 久美子	公募
	萬 沢 明	公募
社会福祉協議会の代表	田 村 保	福生市社会福祉協議会

◎会長、○副会長

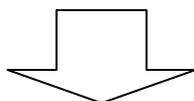
（選出区分別、敬称略）

Ⅲ 福生市地域福祉推進委員会審議過程

回	開催日	審議内容等
平成21年度 第1回	平成21年 5月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 後期次世代育成支援行動計画策定に伴うニーズ調査の結果について ・ 次世代育成支援行動計画の目標事業量について
第2回	7月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代育成支援施策の現状と課題について ・ 次世代育成支援行動計画（前期計画）の分析、評価について
第3回	8月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズ調査の自由意見について ・ 福生市次世代育成支援行動計画（後期計画）の中間答申案について
第4回	10月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福生市次世代育成支援行動計画（後期計画）の答申案について
第5回	11月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福生市次世代育成支援行動計画（後期計画）の答申案の最終確認について ・ 答申

IV 諮問書及び答申書の写し

	福子育発第37号 平成21年5月29日
福生市地域福祉推進委員会 会長 西村邦康様	福生市長 加藤育男
福生市次世代育成支援行動計画（後期）の策定について（諮問）	
現行の福生市次世代育成支援行動計画（前期）を見直し、平成22年度を初年度とする福生市次世代育成支援行動計画（後期）を策定するにあたり、計画の基本的な考え方、内容等について、貴推進委員会の御意見を賜りたく、諮問いたします。	



	平成21年11月13日
福生市長 加藤育男様	福生市地域福祉推進委員会 会長 西村邦康
福生市次世代育成支援行動計画(後期計画)の策定について（答申）	
本委員会は、平成21年5月29日付けで貴職から諮問された福生市次世代育成支援行動計画（後期計画）の策定について、その基本的な考え方、内容等を審議した結果、意見がまとまりましたので、別紙のとおり答申します。	

V 用語解説 (50 音順)

【あ行】

(預かり保育)

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行なう教育活動のこと。

(生きる力)

知・徳・体のバランスのとれた力

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力。

(育児休業制度)

労働者は、その事業主に申し出ることにより、子どもが三歳に達するまでの間、育児休業をすることができる制度のこと。(平成14年4月より)

注) 育児休業は、事業所に育児休業制度の規定がない場合でも、育児・介護休業法を根拠に申し出を行うことによって取得できる権利(形成権)である。

(いじめ)

立場の弱い個人に対して、積極的あるいは肉体的に苦痛を与える行為であるいやがらせが一時的もしくは継続的に行われている状況のこと。たとえ、いじめているつもりがなくても、抵抗する手段をもたない相手が、自分の行為によって苦痛を感じれば、それは広義のいじめである。

(NPO)

民間非営利組織、ノンプロフィット・オーガニゼーション(Non-Profit Organization)の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。平成10年に制定された特定非営利活動促進法により、法人格(特定非営利活動法人)の取得が容易になった。

【か行】

(カウンセラー)

臨床心理学などを修め、個人の各種の悩みや心理的問題について相談に応じ、解決のための援助・助言をする専門家のこと。

(合計特殊出生率)

15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当するもので、その数値を生涯の子どもの数としてイメージすることができる。

(子育てサークル)

地域子育て支援センターなどで、情報交換や交流、子育て支援活動を目的に定期的に集まる子育て家庭の親からなるグループのこと。

【さ行】

(児童館)

児童福祉法第 40 条に定められた児童厚生施設の 1 つとして、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操をゆたかにすることを目的とする施設」。子どもたちは、児童館の施設や設備を主体的に利用するとともに、そこで展開される諸活動、行事にも積極的に参加して、ともに遊び、ともに高め合う体験を共有し、遊びの楽しさを味わうとともに、他者との人間関係を築いていく。このような児童館機能を整理すると、次の 3 点に集約される。

- ① 利用児童に対するサービスの提供
- ② 留守家庭児童などの健全育成
- ③ 児童のための地域センター

(児童虐待)

保護者がその監視する児童(18 歳に満たない者)に対し、殴るけるなどの身体的虐待、わいせつ行為など性的虐待、養育放棄などのネグレクト(Neglect)、言葉などによる心理的虐待を行うこと。

(児童の権利に関する条約 〈子どもの権利条約〉)

1989年(平成元年)11月、国連総会で採択された条約。ここでは人種や性、宗教、社会的出身、傷害の有無などにかかわらず、18歳未満の「すべての子ども」を対象として「子どもの最善の利益」を図ること、そのために必要な保護と援助を子どもと家庭に差し伸べること、子どもが自ら意思を表明する機会を保障すること、などを締結国に求めている条約。わが国では1990(平成2)年に条約に署名し、1994(平成6)年4月に批准している。

(スクールカウンセラー)

学校において心理的援助を行う者のうち、児童・生徒や保護者に対する教育相談(カウンセリングを含む)あるいは教師に対する助言を中心機能として果たす者のこと。

(ソーシャルワーカー)

社会福祉士。専門的職業として社会福祉の実践活動に従事する者の総称。

【た行】

(確かな学力)

知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの。

【な行】

(ノーマライゼーション)

障害のある人が住み慣れた地域で、障害のない人と同じように生活し活動できる社会を当たり前(ノーマル)の社会とする理念のこと。

【は行】

(パブリック・コメント)

行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、案に対して広く国民・事業者等から意見や情報を提出する機会を設け、行政機関は提出された意見等を考慮して、最終的な意思決定を行うというもの。

(バリアフリー)

障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去という意味であるが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられている用語。

(ひきこもり)

さまざまな要因によって社会的な参加の場がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のこと。

(ファーストフード)

注文をしてすぐに供される簡単な食品のこと。〔ファースト（fast）は早い意味〕

(不登校)

何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状態(病気や経済的な理由によるものを除く)にあること。

(保育所待機児童)

認可保育所の入所を希望し、市に申込書を提出している子どものうち、入所要件を満たしているにもかかわらず入所できずにいる子どものこと。

(放課後児童健全育成事業)

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童を対象に、放課後や三季休暇中、保護者に代わって保育を行う事業のこと。

【ま行】

(メディア)

手段、方法。特に新聞、ラジオ、テレビなどの情報媒体のことである。

【や行】

(ユニバーサルデザイン)

あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

福生市次世代育成支援行動計画【後期計画】
平成 22 年 3 月

発 行 福生市
編 集 福生市子ども家庭部子ども育成課
〒197-8501 東京都福生市本町 5 番地
電 話 042-551-1511 (代)

